

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について

平成14年（2002年）9月18日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定
平成15年（2003年）3月31日改正
平成15年（2003年）7月2日改正
平成16年（2004年）4月5日改正
平成16年（2004年）5月20日改正
平成17年（2005年）2月24日改正
平成17年（2005年）5月30日改正
平成19年（2007年）4月5日改正
平成22年（2010年）3月19日改正
平成22年（2010年）6月22日改正
平成24年（2012年）3月9日改正
平成24年（2012年）11月30日改正
平成25年（2013年）3月28日改正
平成25年（2013年）6月14日改正
平成26年（2014年）8月8日改正
平成27年（2015年）6月30日改正
平成28年（2016年）5月20日改正

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第4条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府全体として情報化推進体制を確立し、行政の情報化等を一層推進することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。

議	長	内閣情報通信政策監（政府CIO）
副	議	長 内閣官房情報通信技術総合戦略室長代理（副政府CIO） 総務省行政管理局長
構	成	員 議長の指定する職にある各府省の情報化統括責任者（CIO）

オブザーバー 議長の指定する職にある関係機関の情報化推進責任者等

- 3 連絡会議の庶務は、総務省行政管理局の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。